

生駒市森林整備に係る取組方針

市民と森林が共生する豊かなくらしを叶える
市民力を生かした森林整備

令和6年3月

生 駒 市



はじめに

木材はかつて「燃料」や農具や家具などの「材料」として利用されており、木材の生産を支える森林は、人間の生活にとって不可欠な存在として大切に保たれてきました。また、木材の生産だけでなく、水源の保全、土砂災害の防止、地球環境の保全、生物多様性の維持など、森林は私たちにさまざまな恩恵をもたらしており、その多面的機能を通じて私たちの生活に密接に関わっています。

私たちのまちは、生駒谷を挟んで東側に矢田丘陵、西側に生駒山脈が連なる緑豊かな自然環境に恵まれた場所です。かつては、戦前まで燃料や材料として利用される薪炭林が広く経営されていましたが、戦中・戦後の乱伐によりほとんどの山々が荒れ地となってしまいました。しかし、昭和20年代後半から植林作業が進められ、再び緑が復活しました。昭和30年代後半には、エネルギー革命により燃料や材料としての需要が減少し始め、さらに松くい虫被害や山火事の発生により、アカマツ林や雑木林が大量に枯死しました。その後、植林や自然生育によって森林は再生し、現在の生駒山系の姿となりました。

本市は、これまで大都市近郊の住宅都市として発展してきた経緯から、林業に関連する産業はほとんどありません。そのため、森林の整備や更新が活発に行われていない状況です。しかし、一方で、市民の力による地域活動は盛んであり、私たちのまちはこれまでも市民力によって多くの成果を上げてきました。

そこで、本市では、市民と森林が共生し、市民の豊かな生活が実現することを森林整備の方針としました。「市民と森林が共生する豊かなくらしを叶える、市民力を生かした森林整備」を取組方針に掲げ、具体的な施策を4つの柱にまとめ、その取組を「生駒市森林整備に係る取組方針」として策定しました。

今後は、産業としての森林整備ではなく、地域社会と協力して、高い市民力を生かした森林整備を実現するために、この方針に基づいて取り組んでいきます。



生駒市の木は「榎」です。市の木「榎」は、昭和48年の市制施行2周年の記念として、市民から応募のあったものの中から決めたものです。生駒で森の木といえば、「榎」といわれるほど多くの榎の木が茂っています。この榎の木は、年中緑の葉を茂らせ、常に栄える象徴として昔から尊ばれ親しまれているもので、万葉の歌にも詠まれているなど、力強く発展、成長するシンボルとしてふさわしいことから選ばれました。（昭和48年12月選定）



目次

1. 策定の趣旨と位置付け	1
1-1. 策定の趣旨	1
1-2. 位置付け	1
2. 生駒市における森林整備の現状と課題	3
2-1. 生駒市の森林の概要	3
2-2. 生駒市の森林資源の概要	6
2-3. 林業および木材産業に係る人材の現況	10
2-4. 生駒市における森林整備の課題	10
3. 森林整備に係る取組方針	12
3-1. 生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会の開催	12
3-2. 森林整備の取組方針	13
3-3. 森林整備の4つの施策の柱	13
4. 住宅に悪影響を及ぼす可能性のある森林の適切な管理	14
4-1. 住宅に悪影響を及ぼす可能性がある森林・樹木の整備	14
4-2. 森林所有者による主体的な危険木伐採の促進	14
4-3. 危険木伐採補助制度の創設	14
5. 地域住民が主体となるコミュニティ活性化を目的とした森林環境づくり	17
5-1. ボランティアの育成	17
5-2. 有償ボランティアへの取組	18
5-3. 自主的な森林整備等へのフィールドの提供	19
6. 荒廃している里山林の整備	20
6-1. 獣害対策として整備すべき里山林	20
6-2. その他の荒廃里山林（人工林含む）の整備	21
7. 森林資源の有効活用	24
7-1. 伐採木の利活用（マッチングシステム）	24
7-2. 木材利用の用途開発支援	24
7-3. 参考（活用の事例）	24
8. 4つの施策の柱のロードマップ	26



1. 策定の趣旨と位置付け

1-1. 策定の趣旨

生駒市では、森林法の規定に基づき、奈良県が策定した大和・木津川地域森林計画の区域内にある民有林について、森林整備の基本的な考え方や森林施業の推進方策等を定め、長期的な視点に立った森林づくりの構想として、令和5年度に現行の生駒市森林整備計画を策定しました。

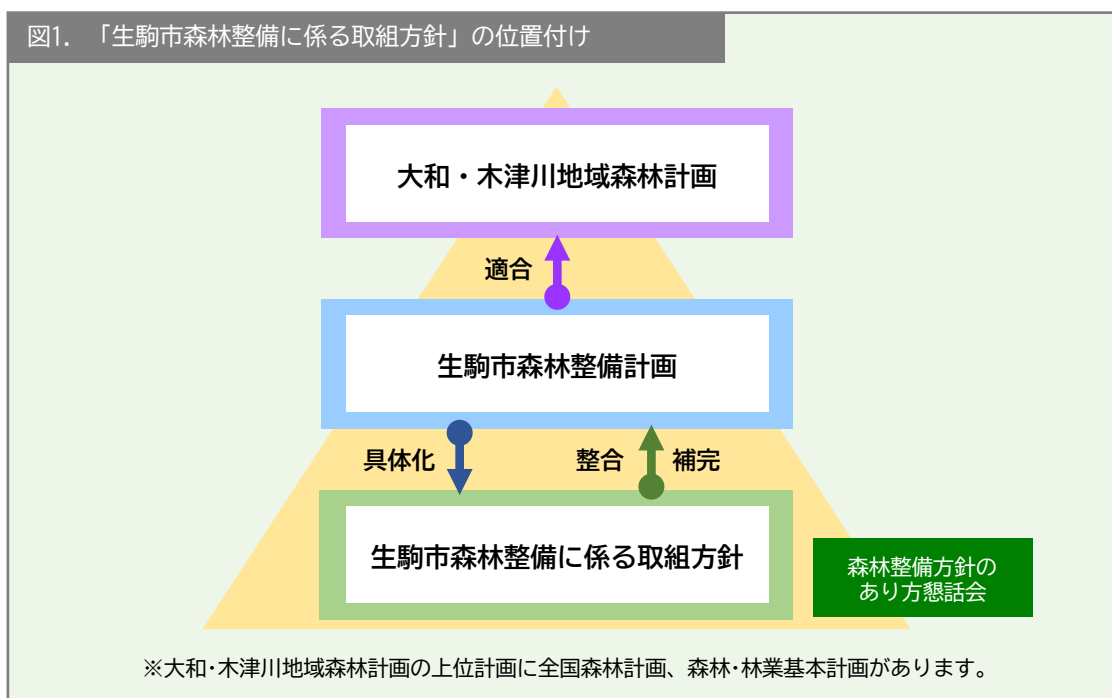
生駒市森林整備計画は、目指すべき森林への誘導方針や森林施業の標準的な方法等を定めていますが、森林整備を進めるに当たり、本市における森林の現状や課題を踏まえて、整備の主体や対象を明確にするとともに、持続可能な仕組みを確立する必要があります。

こうしたことから、森林整備に向けた取組方針を定めるとともに、生駒市森林整備計画の「その他森林の整備のために必要な事項」において、掲げる取組事項を具体化するため、この度、「生駒市森林整備に係る取組方針」を策定するものです。

なお、本方針に沿って森林整備を進める上で、生駒市森林整備計画の「伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」及び「生活環境の整備に関する事項」、「住民参加による森林の整備に関する事項」等について、本方針と整合を図るため、本方針の策定に併せて生駒市森林整備計画を変更しました。

1-2. 位置付け

本方針は、法定の生駒市森林整備計画と整合し、補完するものと位置付けます。



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状・課題と取組方針
- 2 目指すべき森林への誘導方針(森林整備の基本方針)
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の遵守及び森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び、作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 森林環境管理に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

この事項の具体的内容を
「森林整備に係る取組方針」で策定

2. 生駒市における森林整備の現状と課題

2-1. 生駒市の森林の概要

生駒市の森林は、淀川広域流域のうち、大和・木津川森林計画区に属し、市域面積5,315haのうち森林面積は1,894haで、林野率は35.6%。そのうち計画対象民有林面積は1,805ha、うち人工林面積は218ha、天然林は1,420haです。

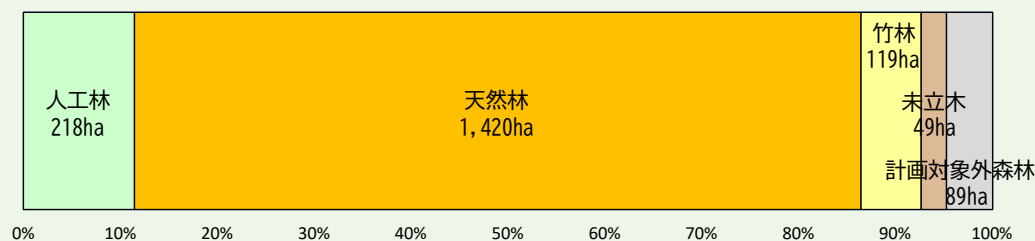
表1. 森林種別の森林面積割合

総面積(市域)	5,315ha
森林面積(2条森林※1)	1,894ha
林野率(森林面積/総面積)	(35.6%)
計画対象民有林(5条森林※2)	1,805ha
5条森林の割合(計画対象民有林/森林面積)	(95.3%)
人工林+天然林	1,638ha
人工林+天然林割合(人工林+天然林/計画対象民有林)	(90.7%)
人工林	218ha
人工林率(人工林/計画対象民有林)	(12.1%)
天然林	1,420ha
天然林率(天然林/計画対象民有林)	(78.7%)
竹林	119ha
竹林の割合(竹林/計画対象民有林)	(6.6%)
未立木	49ha
未立木の割合(未立木/計画対象民有林)	(2.7%)
計画対象外森林	89ha
計画対象外森林の割合(計画対象外森林/森林面積)	(4.7%)

※1：2条森林とは、森林法第2条第1項において定められている、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」並びに「木竹の集団的な生育に供される土地」のことである。

※2：5条森林とは、民有林のうち、森林法第5条において都道府県がたてる地域森林計画の対象となる森林のことで、森林の整備に際して、国や県の各種補助事業の対象とされるほか、開発行為に際しては都道府県知事の許可が必要とされる。

図2. 森林種別の森林面積

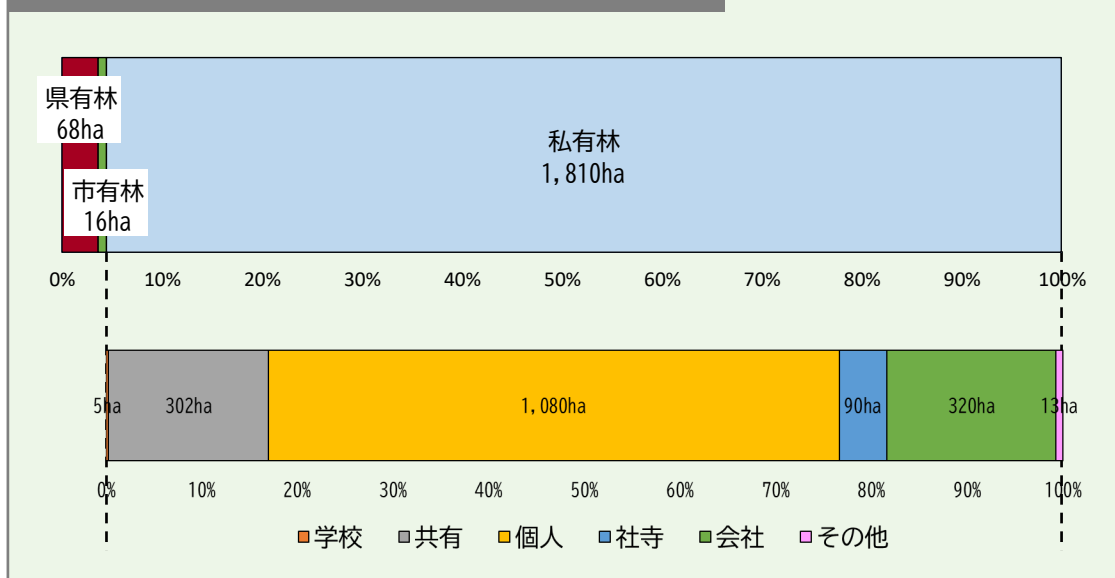


森林の所有者別に見ると、国有林は無く、全て民有林となっており、そのうち公有林が84haで、うち県有林が68ha、市有林が16ha、それ以外の私有林が1,810haとなっています。私有林の内訳は、個人有林が1,080haと最も多く、次いで会社有林が320ha、共有林が302ha、社寺林が90haと続きます。

表2. 所有者別の森林面積割合

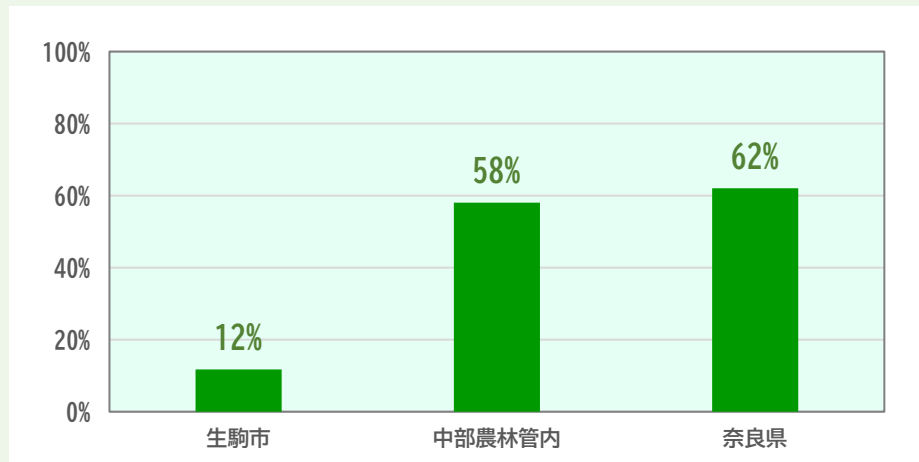
総面積(市域)	5,315ha
森林面積(2条森林)	1,894ha
林野率(森林面積／総面積)	35.6%
国有林	0ha
国有林の割合(国有林／森林面積)	(0.0%)
民有林	1,894ha
民有林の割合(民有林／森林面積)	(100.0%)
公有林	84ha
公有林の割合(公有林／民有林)	(4.4%)
県有林	68ha
県有林の割合(県有林／民有林)	(3.6%)
市有林	16ha
市有林の割合(市有林／民有林)	(0.8%)
私有林	1,810ha
私有林の割合(私有林／民有林)	(95.6%)

図3. 所有者別の森林面積



人工林率は12%と、奈良県民有林全体の人工林率62%よりも低く、中部農林振興事務所管内の人工林率58%と比較してもかなり低い状況です。また、人工林は市内各地に分散しており、施業の集約化・共同化が行いにくい状況にあります。

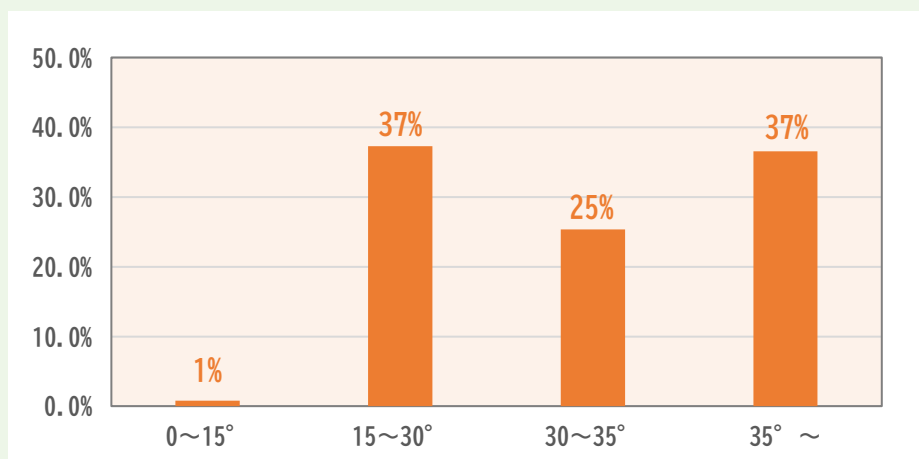
図4. 奈良県内の人工林率



※中部農林振興事務所の担当地域は、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）である。

森林の傾斜区分は、30°以上の急傾斜地（「30～35°」および「35°～」の合計）が全体の62%を占めており、これに「15～30°」の中傾斜地を含めるとその面積は全体の99%となり、中傾斜地以上の森林が広く分布しています。逆に「0～15°」の緩傾斜地は全体のわずか1%となっています。

図5. 森林の傾斜区分



※傾斜区分は、一般的な森林整備の作業システムに対応する区分けによるものである。

2-2. 生駒市の森林資源の概要

森林資源情報を取りまとめた資料として、全国共通で森林簿・森林計画図が各都道府県により整備されており、近年まで或いは今現在も森林状況を調査した唯一の台帳として活用されているところです。この森林簿・森林計画図は森林の所在地や所有者、面積や森林の種類、材積や成長量などの森林に関する様々な情報が記載されていますが、記載された情報は現況との相違があることも少なくなく、区画・境界に関する情報についても同様です。この原因として森林簿・森林計画図は、古い技術による航空写真からの判読、また聞き取り等による間接調査により作成されている上、林況及び所有界は現地において実測又は確認を行っていないこと、そもそも大まかな資源調査のための資料であること、5年に1度しか更新されないこと、施業による森林の変化や相続・売買などによる所有者情報の更新が逐次になされないことも相まって、時間の経過とともに記載された情報が精度の面で陳腐化しているのが現状です。

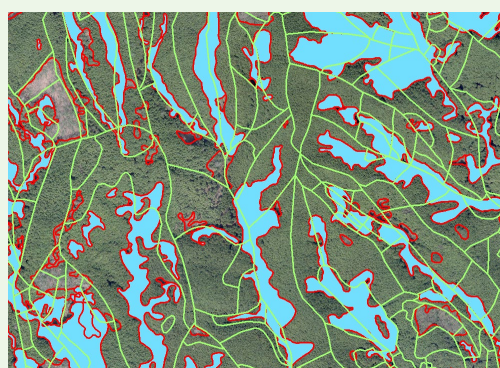
そのため、森林所有者が森林管理のために自己所有山林の森林簿・森林計画図の交付を各都道府県に申請する際には、所有権、所有界、面積等土地に係る諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない旨の注意事項が添えられていることが一般的です。

これら森林簿・森林計画図を取り巻く精度面での課題は本市のみに該当するものではなく、全国のほとんどの自治体において問題となっており、地域の森林整備や林業経営の妨げとなっています。

図6. 森林簿・森林計画図と現況の相違



スギ林分範囲
(森林簿・森林計画図に記載されている範囲)



実際のスギ林分範囲
(航空写真より判読区分した範囲)

このことから、本市では森林整備を適切に行うため、令和2年度および令和3年度に林相判読作業により、森林の正確な分布状況や樹冠の混み具合を示す林相区分図を作成しました。本林相区分図については、地域森林計画対象民有林（＝5条森林）だけでなく、それ以外の森林についても対象としています。なお、本市においてはこの林相区分図内の森林を、2条森林として位置付けて管理をしています。

林相区分図の作成方法は、調査対象地の直近の航空写真の画像データ（オーバーラップ率60%以上の単写真）をもとに、専用の立体視ソフトウェアを用い、オペレータの手作業により林相の違いにより区分したものであります。ここで作成した林相ごとに区分された電子データは、汎用の森林GISで管理運用が可能となるようシェープファイル形式に変換し、図面データ（画像データ）と合わせて取りまとめを行っています。

図7. 森林GIS上での林相区分図

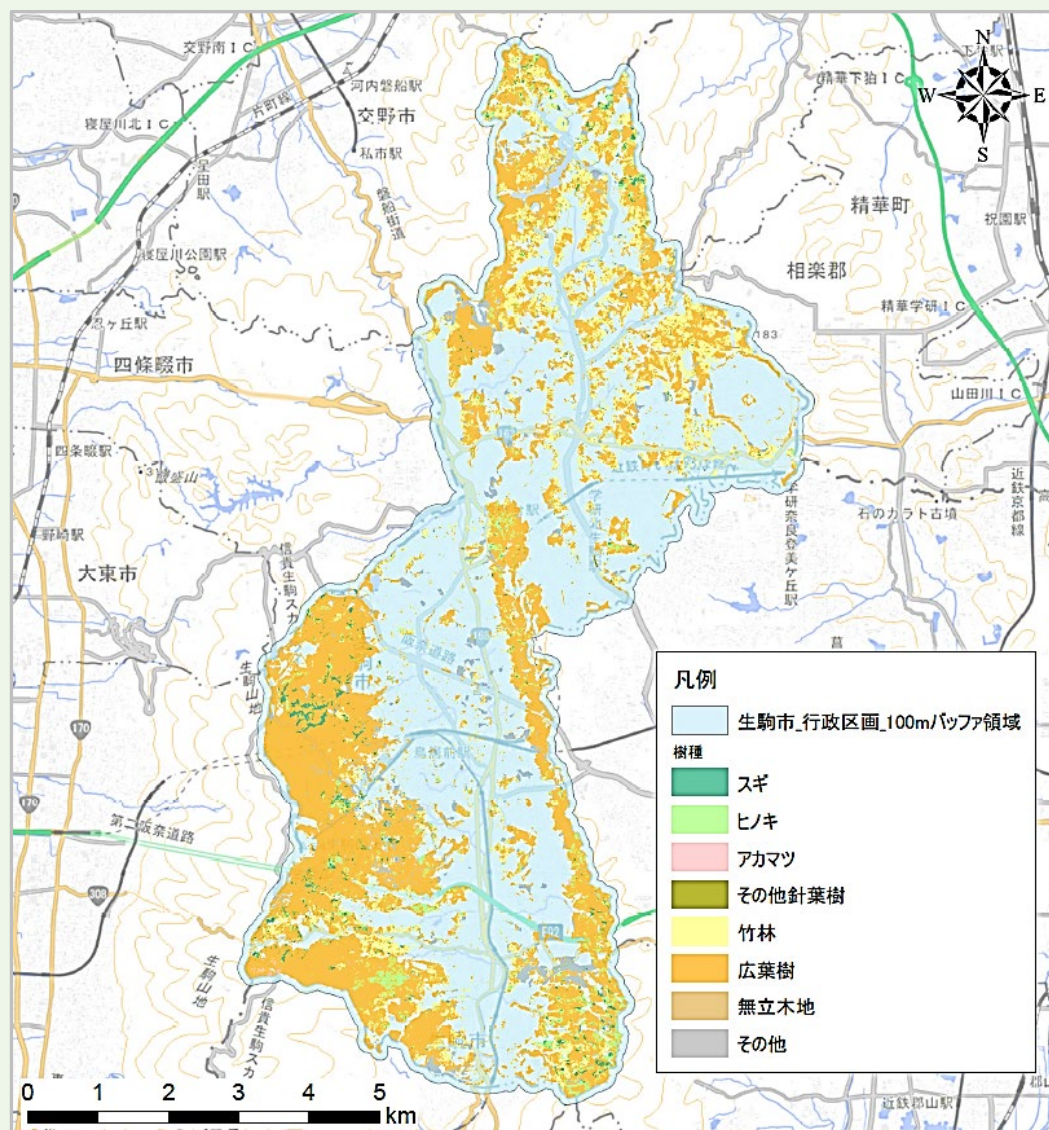


表3. 2条森林内の樹種毎の面積

樹種	面積
スギ	66ha
ヒノキ	105ha
マツ	3ha
その他針葉樹	1ha
竹林	369ha
広葉樹	1,659ha
未立木	195ha
合計	2,398ha

※アカマツ

※無立木地とその他を統合

写真1. 生駒市内の特徴的な森林



スギ林



ヒノキ林



竹林



広葉樹林

5条森林において、森林簿記載の樹種と林相区分図により得られた樹種との面積比較結果を確認すると、マツについてはマツ枯れ被害の拡大に伴いまとまった林分が確認できないことが分かります。マツ枯れの被害を受けた森林は、広葉樹へと変化するとともに、竹林の拡大も顕著になってきています。各所に点在していたモウソウチク、ハチク、マダケなどの竹林が利用されなくなり、地下茎を伸ばして拡大し、周囲の落葉広葉樹やスギ・ヒノキ林へ侵入し、先駆樹種を枯らし始めています。

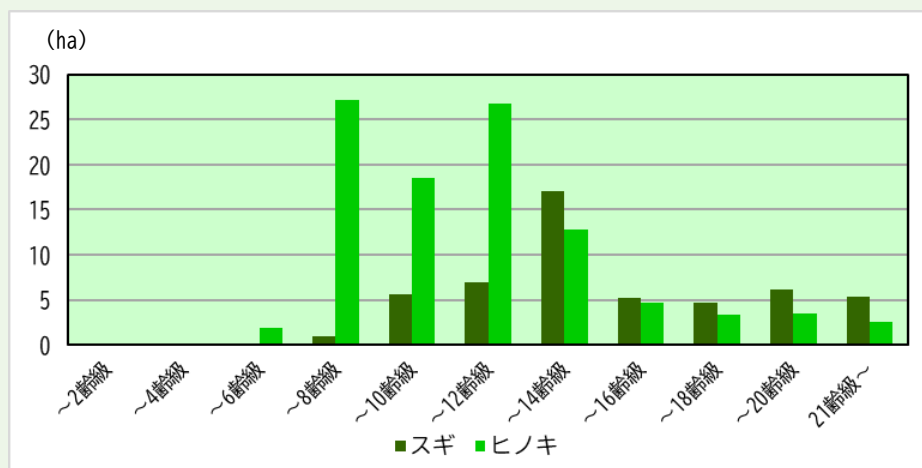
表4. 森林簿と林相区分図による樹種毎の面積差異

樹種	面積		差異
	森林簿	林相区分図	
スギ	53ha	56ha	3ha
ヒノキ	104ha	96ha	-8ha
マツ	1,027ha	2ha	-1,025ha
竹林	122ha	205ha	83ha
広葉樹	484ha	1,329ha	845ha
未立木	60ha	162ha	102ha
合計	1,850ha	1,850ha	0ha

※上記は森林GIS上で集計した面積のため、表1の計画対象民有林（5条森林）の面積とは一致しない。

上記の結果より、人工林（スギ・ヒノキ）については森林簿の情報とはあまり差異はないため、森林簿を参考に齢級分布を確認すると、スギ・ヒノキ林とも8齢級未満（1齢級：林齢を5年でくくった単位）の林分が少ない傾向にあり、特に4齢級未満の林分は0haと、地域林業の産業としての木材利用が少ないことが伺えます。

図8. 森林資源の齢級構成



2-3. 林業および木材産業に係る人材の現況

下記の農林業センサスのデータから、本市は、素材生産及び木材活用については、活発ではないことが分かります。通常、素材生産については一般的に森林組合が担うことが多いのですが、本市においては森林組合がない状況です。

表5. 林業経営体の活動状況

林業経営体	個人経営	団体経営	法人経営	計
	1	0	0	1
素材生産を行った経営体数と生産量			経営体数	数量
			0	0
林業作業の受託を行った経営体数と受託面積			経営体数	面積
			0	0
過去1年間に林産物の販売を行った経営体数			経営体数	
			0	

出典：農林業センサス

2-4. 生駒市における森林整備の課題

以上のとおり、本市の森林は人工林が少なく、その人工林についてもほとんどが8齢級以上の林分しか存在せず、今後の人工林を基盤にした林業及び林産活動の活発化は見込めない状況にあります。

しかしながら、竹林の拡大からも分かるように、人工林を含めた森林の荒廃はますます進んでおり、その森林整備を進めるには森林施業を行う人材が不足しているなど、集落・公道等の保全対象に対して悪影響を及ぼす可能性が高まっています。また、荒廃森林の増加に伴って、森林に接する農地や住宅街において鳥獣による被害も多発しています。

こうしたことから、本市においてこれらの課題を解決するための森林整備に係る取組方針を具体化し、その財源として森林環境譲与税を活用しながら、実行に移していく必要があります。

トピックス

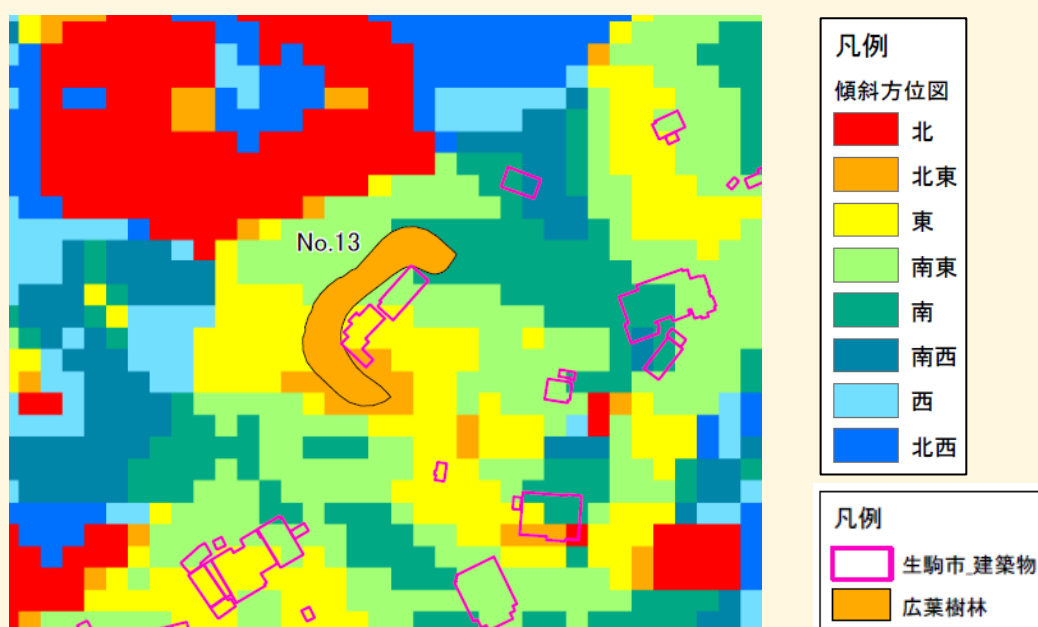
本市では前述の林相区分図と合わせて、国土交通省等で公開されているオープンデータを活用し、森林GISを用いて森林資源情報データベースを整理している。これらデータベースを構築し、森林GIS等のシステムを活用することで、森林整備計画や路網計画、目標林型別ゾーニング、作業システム別ゾーニング等、目的に応じた計画立案やゾーニング作業が効率的に進めることが可能となる。

その一例として、解析ベースとなる図面データ（ここでは「林相区分図」を使用）、区分の要素となるデータ（ここでは「DEMデータ」、「傾斜区分図」、「傾斜方位図」、「建築物データ」）のそれぞれに関するデジタルデータを用意し、森林GISを用いて解析することでゾーニング図を作成する。

上記ベース図面を含む5種類の位置情報を持った各データについて、データ同士の重ね合わせ、データ間の検索（空間検索、属性検索）、データ間の演算機能を組み合わせ、優先すべき森林整備の必要な対象エリアを抽出する。

以下、解析に際しての条件設定について解説する。

- ①建築物からの距離10mバッファと重なるポリゴンのみを独立的に抽出する。その際の抽出ポリゴンは、実際の事業を勘案し500㎡以上の面積のみを対象とする。建築物に関しては、”属性=堅ろうな建物” および40㎡未満の建物は除く。
- ②抽出したポリゴンに、DEMデータおよび傾斜区分図から算出した最大傾斜および平均傾斜の情報を付与する。
- ③最大傾斜30° 未満および平均傾斜20° 未満のポリゴンを対象から除く。
- ④傾斜方位に対して、建築物の上部に存在するポリゴンのみを抽出する。



抽出された結果の一例

3. 森林整備に係る取組方針

3-1. 生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会の開催

生駒市森林整備に係る取組方針を策定するに当たっては、森林整備の方向性を確立することを目指し、市民等の視点から意見又は助言を求めるため、「生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会」を設け、令和5年から会議を開催し、次の事項について意見、助言を聴取しました。

- (1) 森林整備方針のあり方及び推進に関すること。
- (2) 森林の適切な管理に関すること。
- (3) 里山林の整備と管理に関すること。
- (4) まちなかの森林整備と活用に関すること。
- (5) 竹林の整備と管理に関すること。

表6. 懇話会の開催日と参加者

◎座長 ○副座長

(選出区分別の氏名50音順・敬称略)

回数	開催日	選出区分	所属・役職	氏名
第1回	令和5年2月16日	学識経験者	愛媛大学 名誉教授 国民森林会議提言委員長	◎ 泉 英二
第2回	令和5年9月22日		近畿大学農学部 教授	○ 井上 昭夫
第3回	令和5年11月17日	農家区長会	副会長	小北 利裕
第4回	令和6年1月19日		会長	田中 勝久
			副会長	東 一司
		環境団体	いこま里山クラブ 代表	赤地 喜久子
			いこま棚田クラブ 代表	新居 延之
			グリーンボランティア 「いこま宝の里」代表	磯貝 猛
		福祉団体	社会福祉法人 いこま福祉会 かざぐるま 理事長	浅井 伊知人
		公募市民		松山 えつこ
				森岡 宜子
		奈良県森林技術センターの代表	奈良県森林技術センター 森林管理市町村連携課長	荒木 宏之
		その他市長が必要と認める者 (企業代表)	近鉄グループホールディングス 株式会社 経営戦略部長	森本 耕司

3-2. 森林整備の取組方針

本市は、奈良県の北西部に位置し、西部には生駒山、東部には矢田丘陵があり、林野率は35.6%となっています。緑豊かな自然環境に恵まれ、大都市近郊の住宅都市として発展した経緯から、就業人口の約7割が市外に通勤しており、市内には林業に関わる産業がないため、活発な森林整備や更新が進んでいない現状です。一方で、高い市民力による地域活動が活発なまちであることから、本市の現状と特性を踏まえ、市民と森林が共生する豊かなくらしが実現できるよう、産業としての森林整備ではなく、市民力を生かした森林整備を進めていくことを取組方針として次のとおり定めます。

森林整備の取組方針

市民と森林が共生する豊かなくらしを叶える、市民力を生かした森林整備

3-3. 森林整備の4つの施策の柱

生駒市森林整備計画に掲げる「目指すべき森林の姿」に向けて、上記の取組方針に沿って進める森林整備の4つの施策の柱を、次のとおり定めます。

森林整備の4つの施策の柱

1. 住宅に悪影響を及ぼす可能性のある森林の適切な管理
2. 地域住民が主体となるコミュニティ活性化を目的とした森林環境づくり
3. 荒廃している里山林の整備
4. 森林資源の有効活用

取組方針に掲げる「市民と森林が共生する豊かなくらしを叶える」ため、施策1を掲げるとともに、「市民力を生かした森林整備」を進めるため、施策2において住民のコミュニティ活性化を目的として、森林整備の担い手となるボランティアを育成し、活動のフィールドとして施策3を掲げます。また、その活動の持続性を高めるため、整備活動で生じた森林資源の有効活用を図ることで、ボランティア団体の収益に繋がる仕組みづくりとして施策4を掲げます。

令和6年度から森林環境税の課税開始に伴い、森林環境譲与税の用途についてより一層説明責任が生じる中で、森林環境譲与税を有効に活用し、それぞれの施策が互いに連携して進捗することで、住宅都市に相応しい市民力を生かした地域循環型の森林整備を進めていきます。

4. 住宅に悪影響を及ぼす可能性のある森林の適切な管理

4-1. 住宅に悪影響を及ぼす可能性のある森林・樹木の整備

取組方針に掲げる「市民と森林が共生する豊かなくらし」の実現に向け、森林の荒廃が進み、林縁の市民生活に悪影響を及ぼす可能性が高まっていることを受けて、その中でも人命・財産に危険を及ぼす可能性のある森林を整備することとします。

これまで本市では、ナラ枯れ等による枯損木の倒木や落枝等による人身又は家屋等への重大な被害を防止するため、ナラ枯れ被害防除に取り組んできました。近年、ナラ枯れ被害が沈静化しつつある中で、ナラ枯れを原因としない倒木や落枝等により人命・財産に悪影響を及ぼす可能性が高い森林・樹木（以下「危険木」という。）についても新たに整備の対象とします。

危険木が影響を及ぼす対象物の範囲については、「生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会」での議論を踏まえ、公道などの管理主体（道路管理者や公園管理者など）が明確に存在する対象物を除き、私有財産のうち危険木が人命・財産に悪影響を及ぼすものとして、居住している住宅を対象とし、整備を進めていきます。

4-2. 森林所有者による主体的な危険木伐採の促進

奈良県の「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の公助を図る条例」の規定に基づき、森林が生育する土地所有者には、土地を適正に管理する責務を有しています。その上で、危険木について、森林所有者の主体的な整備を促すために、危険木が悪影響を及ぼす対象住宅の所有者が森林所有者と異なる場合に、森林所有者に対して整備費用に係る経済的支援を行うこととします。

ついで、新たに危険木伐採補助制度を創設し、経済的支援により危険木伐採を進めることで、住宅所有者の生活と財産に発生する危険や損害を回避し、セーフティネット機能を強化します。

4-3. 危険木伐採補助制度の創設

危険木伐採補助制度として、「生駒市危険木伐採事業補助金交付要綱」を新たに策定します。本補助制度の概要は次頁以降に示すとおりとし、森林環境譲与税を活用して制度運用を図ります。

なお、本補助制度は令和6年6月1日より施行し、広報等により市民の皆様に周知を図っていきます。

(1) 危険木伐採補助金交付要綱の制定

ア. 補助の対象者

危険木が存する森林の所有者

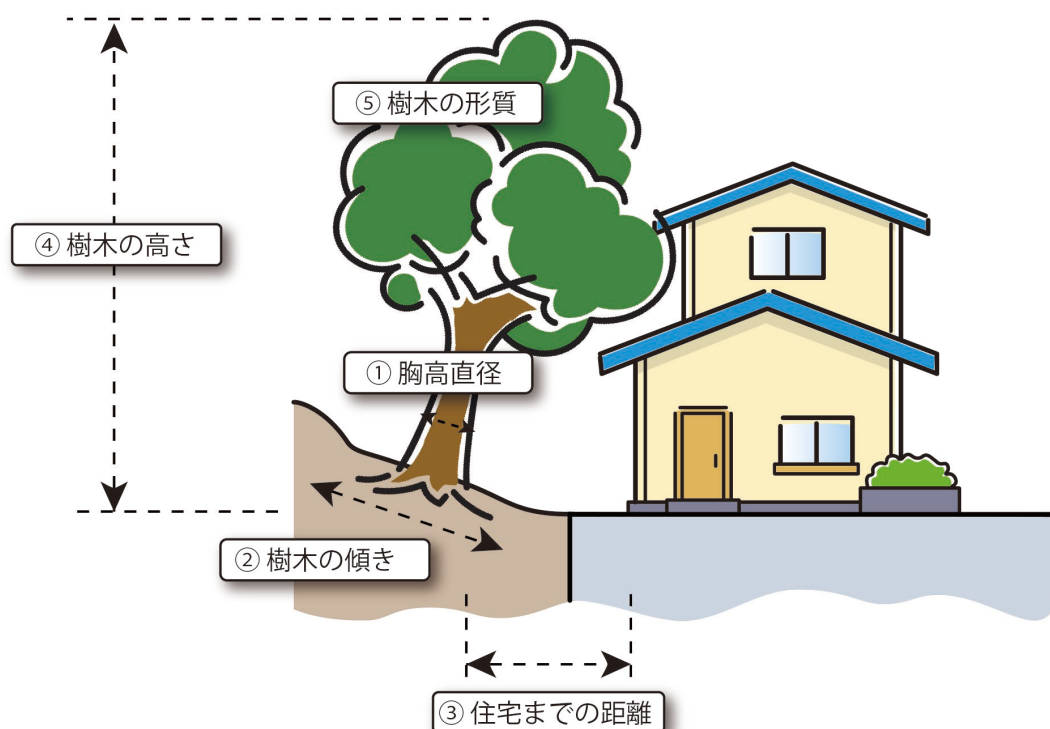
※ 危険木が存する森林の所有者が、危険木の倒木により直接重大な危険が及ぶ可能性のある住宅の所有者と同一又は生計を一にしている場合は、対象外。

イ. 対象森林

- a. 市内における森林法第2条第1項に規定する森林内に存する樹木。
- b. 個人が所有する土地に定着している樹木。

ウ. 危険木の判定基準

危険木とは、樹高と同程度の距離の範囲内にある住宅に隣接する敷地内に存する、胸高直径が概ね20cm以上の樹木であり、かつ、倒木により他人が居住する住宅に直接重大な危険を及ぼす可能性がある樹木※をいう。



※直接重大な危険を及ぼす可能性がある樹木とは、樹木の傾きや住宅までの距離と樹高の関係性、及び樹木の形質を総合的に判定した樹木をいう。

工. 補助の内容

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2以内（上限30万円以内）。

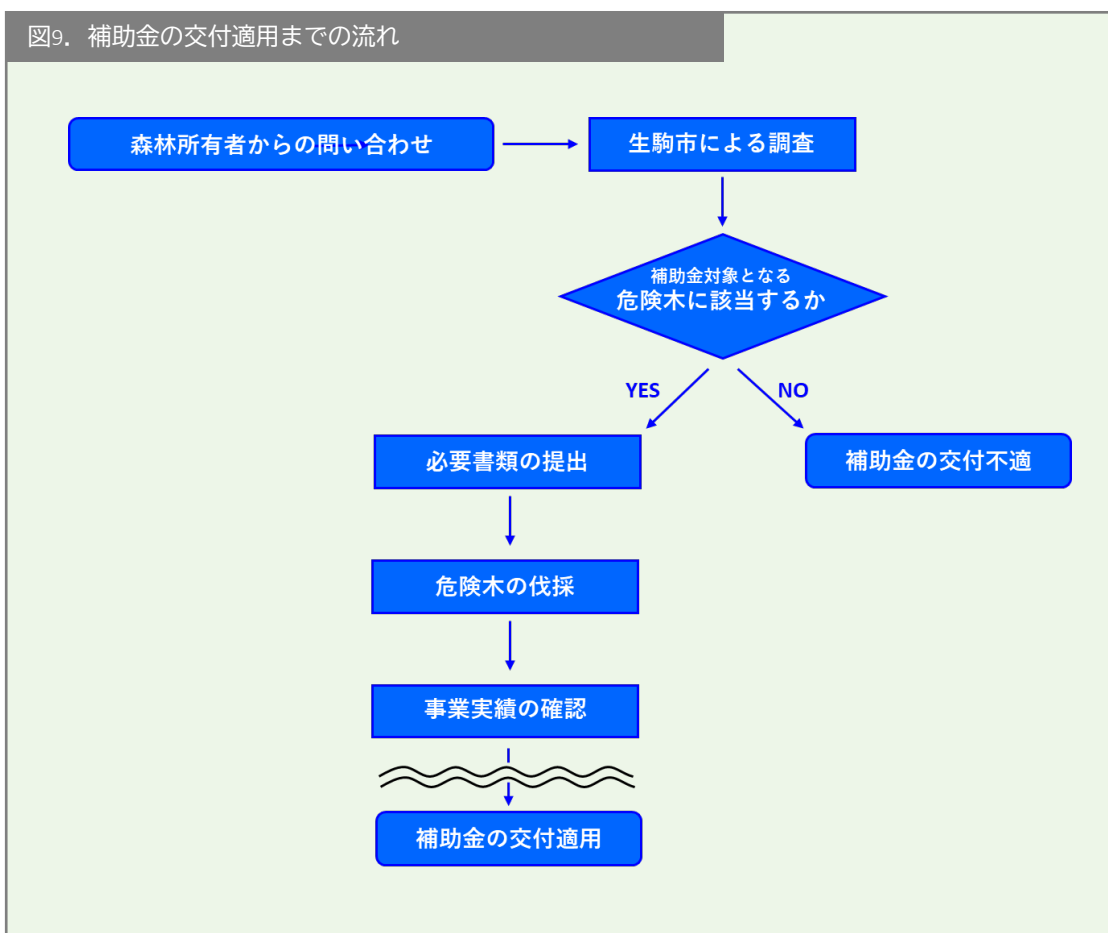
※補助金の交付の対象となる経費は、危険木の伐採に要する経費とする。

※補助金の交付は、補助対象者1人（生計同一者を含む）につき同一年度内において1回限りとする。

※伐採方法と胸高直径に応じて、危険木1本あたりの補助金の上限を定める。

（2）補助金の交付適用までの流れ

補助金の交付適用の流れについては、①森林所有者から危険木についての問い合わせを受け、②市で現地調査を実施し、③本補助制度の対象となるかを判定します。④補助金対象となる危険木に該当すると判定された場合は、森林所有者は必要書類を提出し、⑤危険木を伐採、⑥市が事業実績を確認ののち、⑦補助金を交付します。



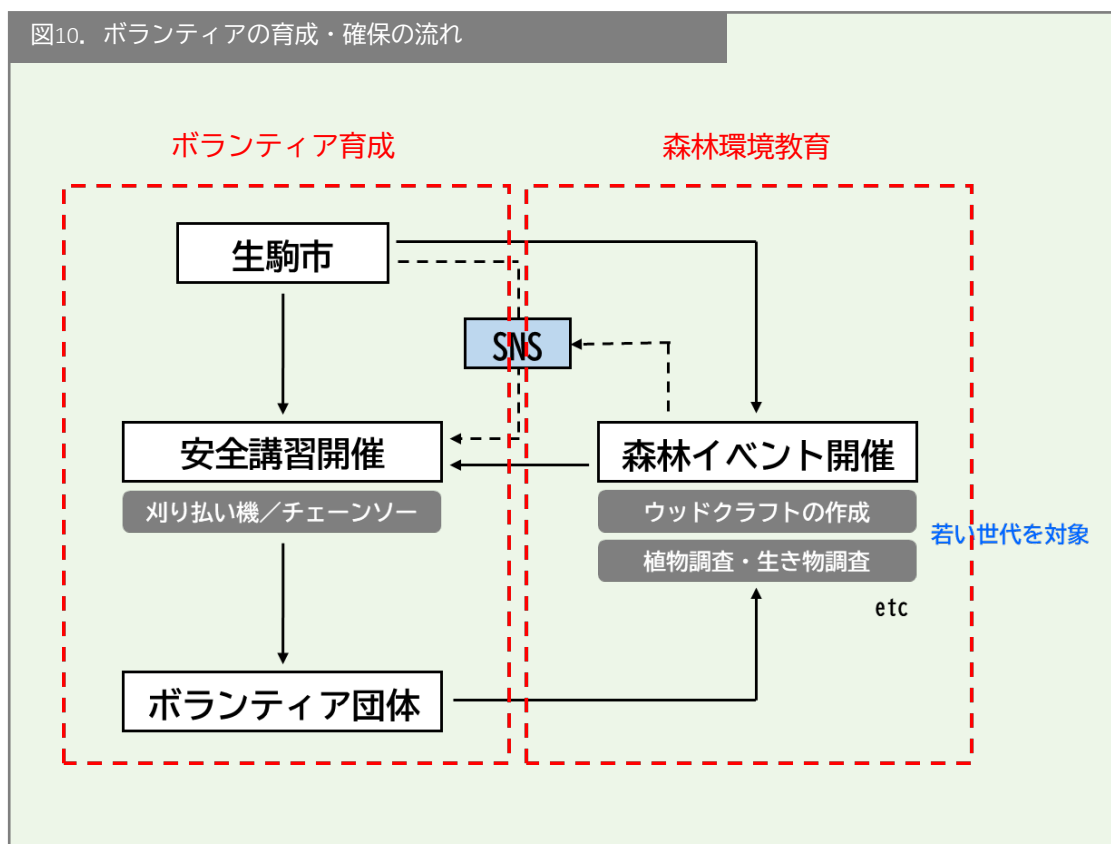
5. 地域住民が主体となる コミュニティ活性化を目的とした森林環境づくり

5-1. ボランティアの育成

本市内で活動するボランティア団体は、その活動の功績が認められ、内閣総理大臣賞をはじめ、環境大臣賞や国土交通大臣賞を受賞するなど、地域で優れた活動を行ってきました。しかしながら、構成員の高齢化の進行等により、ボランティアの人材確保が課題となっており、団体の活動は年々厳しい状況にあります。特に森林ボランティアについては、山の傾斜など作業環境の問題や併せて使用する機器の安全講習の受講費用などが、団体活動に参加するハードルとなっています。

取組方針に掲げた「市民力を生かした森林整備」を進める上で、森林ボランティアの育成は最大の課題です。そのため、こうしたボランティア団体を取り巻く環境を踏まえ、森林ボランティアを中心とした整備が実現できるよう、本市と森林ボランティア団体が協力して取り組む必要があります。森林環境教育の一環として、森林イベント等を開催して市民の森林への関心を高め、将来的なボランティアの担い手の裾野を広げるとともに、刈り払い機やチェーンソーの安全講習会等を開催して担い手の育成に取り組めます。そうして育成した人材が、既存の森林ボランティア団体へ参画したり、新たなボランティア団体の設立に繋がるよう、森林環境譲与税の活用を図りながら、担い手育成の仕組みを構築します。

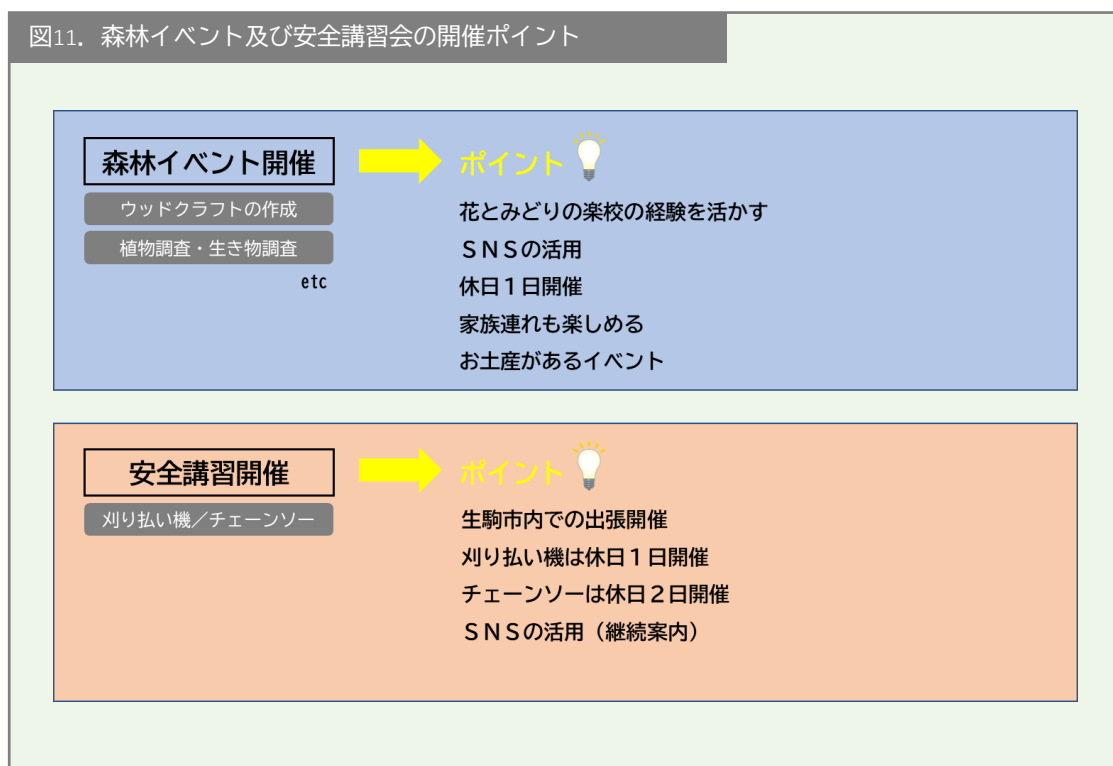
図10. ボランティアの育成・確保の流れ



森林イベントについては、30代から50代の比較的若い世代をターゲットとし、イベントの開催時期や開催時間などを考慮しつつ、これまで森林と関わることのなかったファミリー層の都市住民が、これを契機に森林への関心を高めるような内容を企画し、実施していきます。

伐採機器の安全講習会についても、森林イベントと同様に30代から50代を対象とし、休日開催や出張講習などその層が参加しやすい環境づくりに努めます。また、そういった対応が可能な講習実施機関を確保するとともに、SNS等を通じて、森林の魅力や森林整備の楽しさを伝えることで、ターゲット層に対して継続的な参加を促していきます。

図11. 森林イベント及び安全講習会の開催ポイント



5-2. 有償ボランティアへの取組

森林ボランティアを中心とした森林整備を進めていくには、ボランティア活動の持続性を高める必要があります。特に若い世代やファミリー層が育児や教育に多忙な中で、森林環境教育をはじめ森林と共生するくらしやライフスタイルに共感し、継続的に参加できる環境を整えるためには、ボランティアの有償化を図ることは有効な手段のひとつです。

そういった環境づくりの一環として、今後、森林ボランティア団体が里山林等を整備する際に、ボランティアが有償で森林整備に参加できるよう経済的に支援していきます。そのため、森林環境譲与税を活用し、新たな里山整備活動補助制度の創設を今後の検討課題として取り組んでいきます。

また、ボランティア団体の活動の持続性を高めるためには、補助制度による経済的支援に併せて、ボランティア団体自身の自立的な運営が必要不可欠です。そのためにも、後述する森林整備で生じる森林資源を利活用することで、ボランティア団体の収益化に繋がるサポートを同時に進めていきます。

5-3. 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

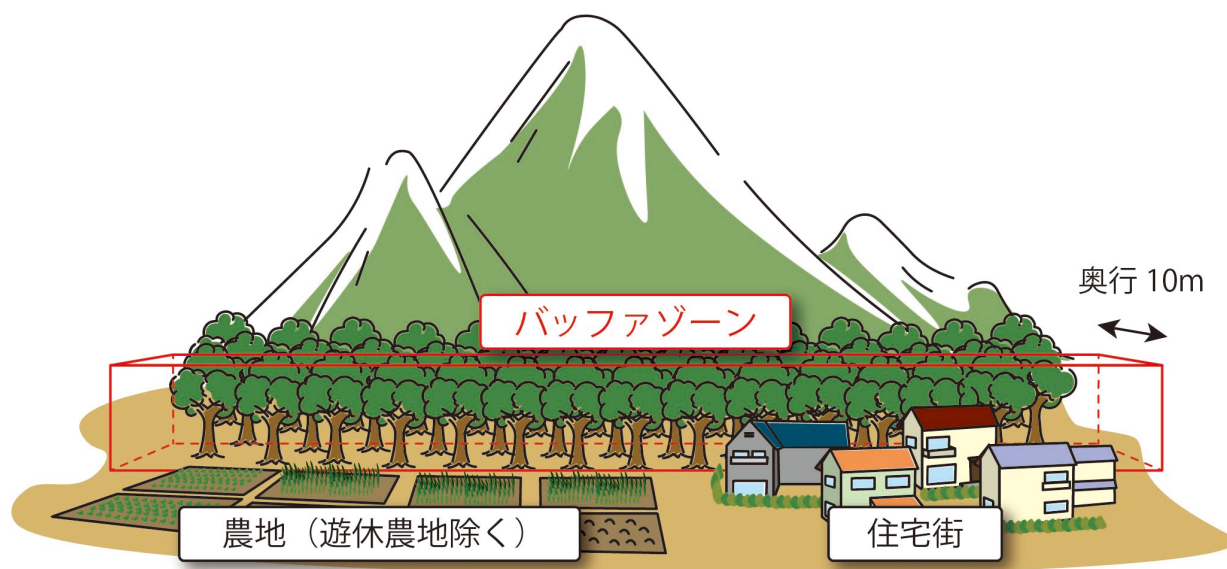
先述した森林イベントや刈り払い機、チェーンソーの安全講習会等の開催により、森林に対する意識の高まりやボランティア活動等を活かして、地域住民が森林づくりに参加する取組を増やすと同時に、こうした取組は、森林整備への貢献に加え、森林に対する理解の増進を図る上で重要であることから、ボランティア団体等が行う森林整備等のフィールドを森林所有者と連携して里山として提供し、市民の想像力豊かな管理・活用を促進するものとします。



6. 荒廃している里山林の整備

6-1. 獣害対策として整備すべき里山林

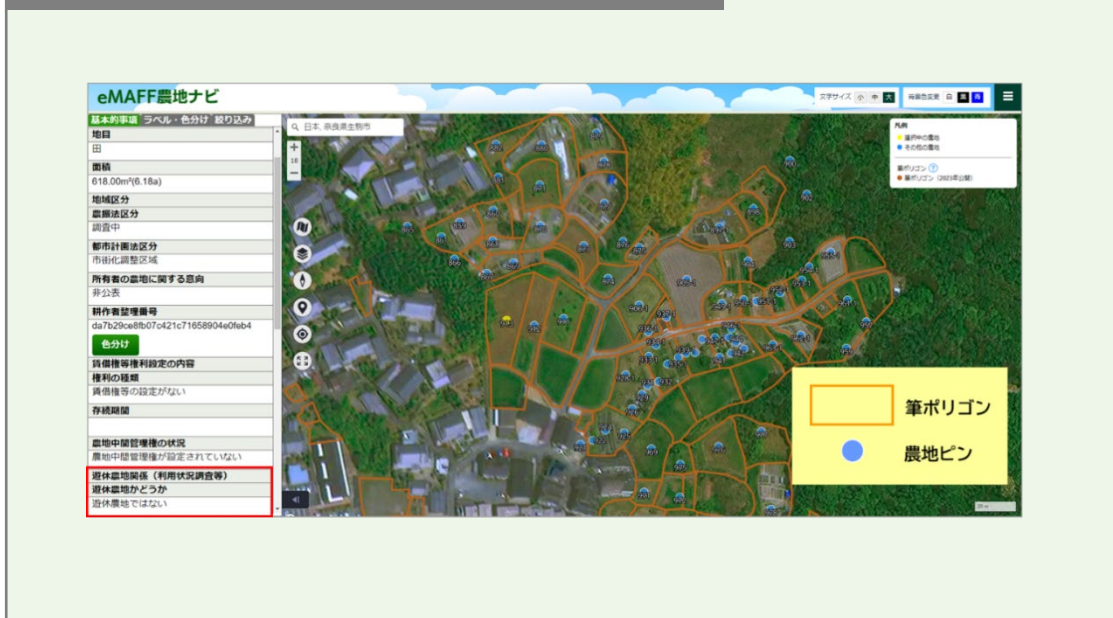
荒廃森林の増加に伴って、有害鳥獣による林縁の農地や住宅街への被害が多発していることが大きな課題となっています。その課題解決の手段のひとつとして、有害鳥獣が生息する奥山と市街地、その間に位置する里山林に緩衝地帯（バッファゾーン）を帯状に設けることは有効な獣害対策となっています。すでに全国各地で、バッファゾーンの整備による鳥獣被害の軽減効果が確認されています。また、先述のボランティアの育成に伴って、その教育の機会を確保するためにもフィールドが必要であり、農地や住宅街と隣接する里山林はその適地として、森林環境譲与税を活用して整備を進めるエリアです。



整備対象とする里山林については、鳥獣被害の影響を受けやすい農地（遊休農地を除く）や住宅街と接しており、かつ活動がしやすい比較的傾斜が緩い箇所、また、その里山林の所有者が、ある程度纏まった面積のフィールドの提供が可能な者であることが優先整備箇所の条件となります。

なお、候補地の選定に当たっては、地形情報（森林資源情報データベース）、所有者情報（森林簿）を活用し、森林GIS上でオーバーレイさせることで、抽出していくこととします。その際、農地と隣接する候補地の選定においては、事前に農地情報（農地ナビから筆ポリゴンおよび農地ピン）から遊休農地を除外しておくことが必要となります。

図12. 農地ナビ上の筆ポリゴン及び農地ピン



6-2. その他の荒廃里山林（人工林含む）の整備

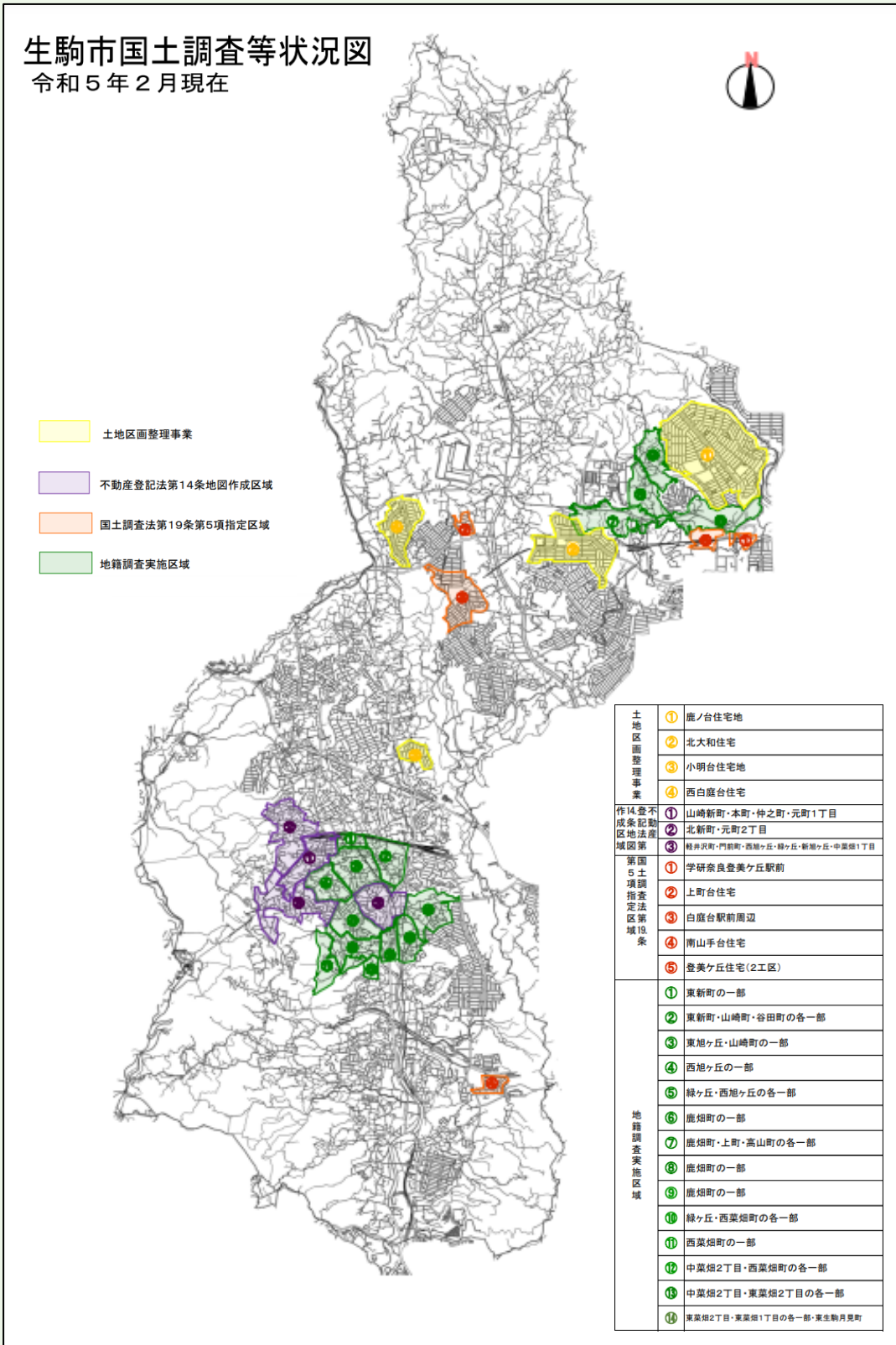
先述の獣害対策として整備すべき里山林以外にも、依然として荒廃した里山林が残存することも課題です。こうした荒廃里山林の整備を少しずつでも進めていくためには、里山林所有者の主体的な整備を促進する必要があります。また、所有者だけでなく、自治会や農家区をはじめ、そこに関わる周辺地域の関係者も含めながら、継続した管理を行うために、整備費用に係る経済的支援を行います。

については、先述した新たな里山整備活動補助制度に、ボランティア団体以外の森林施業団体を活用するケースも想定されることから、里山林所有者の整備と継続的な管理に要する費用に対する補助制度も今後検討していきます。

人工林についても、間伐等の管理が適切になされず、荒廃している森林が散見されます。こういった森林については、生駒市森林整備計画に定めるとおり、森林経営管理制度の活用を推進しながら整備を進めることとなりますが、そのためには意向調査等のプロセスを踏んでいく必要があります。しかしながら、本市では土地の所有者や境界等を示す地籍調査が全域の6%程度しか進んでいないことや、林務に精通した専門職員もないことなどから、こうした業務を進めていくための推進体制の整備が急務となっています。

については、「地域林政アドバイザー制度」を活用して推進体制を整えつつ、上記の課題解決を図りながら、森林経営管理制度の活用を目指していきます。

図13. 生駒市国土調査等状況図



トピックス

「里山整備活動補助制度」の他市町村の事例

下記のような要件を付与することが多い。

要件1：対象地の指定。

※例えば、市街地等と接する林縁を含む里山林であること、対象となる森林と密接に関係する集落が存在していること、など。

要件2：対象面積は〇〇ha以上であること。

※例えば、5ヘクタール以上にわたる一団の森林を対象としていること、など。

要件3：継続管理できる体制を構築していること。

※例えば、里山林整備実施後、3年間は里山林保全活動について報告書を提出すること、整備後も里山林所有者の継続的な管理を促すために、森林所有者（森林所有者の同意があるのであれば関係団体）・施業団体・市町村の3者協定を締結し、保全活動と里山の転用禁止を定める、など。

トピックス

「地域林政アドバイザー制度」とは

市町村や都道府県が森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用（又は技術者が所属する法人等に事務を委託）することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るものである。この取り組みを行う市町村や都道府県に対しては、特別交付税により雇用や委託の経費が措置される（措置率：都道府県0.5・市町村0.7、対象経費：1人当たり500万円が上限）。地域林政アドバイザーによる市町村の森林・林業行政を支援する活動の例は、次のとおり。

- (1) 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- (2) 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- (3) 森林経営計画の認定の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- (4) 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- (5) 伐採・造林の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- (6) 民有林における地籍調査、境界明確化活動の助言・指導
- (7) 森林GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス（新たな土地所有者届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新）への助言等

7. 森林資源の有効活用

7-1. 伐採木の利活用（マッチングシステム）

森林ボランティア団体の自立的な運営を促進するために、ボランティア団体が森林整備の活動で発生した伐採木の利活用により収益化を図ります。

例えば、“5-1 ボランティアの育成”で運営するSNSを活用し、整備で発生した伐採木の種類・量・場所などを発信し、それを必要とする人とのマッチングを図り、サポートします。

また、伐採竹の有効活用として、地域の竹製品生産団体との連携を図り、生産資材として買取されるような仕組みづくりを検討し、ボランティア団体の収益化のひとつになるよう取り組みます。

7-2. 木材利用の用途開発支援

地域の竹製品生産団体との連携にあたり、竹のカスケード利用として、生産資材以外についてもチップパー等により破碎したチップ・パウダー等は農業用肥料としてもニーズがあります。ただし、広く普及させるには細かい成分比などを調査・管理していく必要があるため、それらを含めてボランティア団体による森林整備の活動で発生した伐採木の用途開発支援を行っていきます。

また、本市が指定管理委託している高山竹林園に設置する竹破碎機（竹チップパー）を森林ボランティア団体が使用する場合に使用料を補助するなど、開発および利活用に伴う経費を支援し、ボランティア団体自身の自立的な運営促進を図ります。

7-3. 参考（活用の事例）



○竹炭

調湿・消臭効果や土壌改良効果、二酸化炭素排出抑制、河川などの水質浄化があります。



○竹チップ／竹パウダー

竹の間伐材を専用の機械で破碎し、チップ状あるいはパウダー状に加工します。土壌改良や家畜の飼料配合剤、消臭剤、防草剤、バイオマス燃料などの利用方法があります。



○クラフトビール

生駒の竹の間伐材を使って、奈良市のクラフトビール醸造所「ゴールデンラビット」が開発したクラフトビールです。生駒市のふるさと納税の返礼品にも指定されています。



○メンマ

国産の竹で作ったメンマです。人の背丈程に伸びた若い孟宗竹（モウソウチク）などを乳酸発酵・天日乾燥させて作ります。

8. 4つの施策の柱のロードマップ

本取組方針の施策は、生駒市森林整備計画の内容と整合を図るとともに、取組方針に掲げた「市民と森林が共生する豊かなくらし」の実現に向けて、「市民力を生かした森林整備」を進めるため、4つの施策の柱を着実に実行していきます。施策を具体化するに当たっては、森林環境譲与税を活用して、下図のとおり段階的に施策を進めていくこととします。

また、進捗管理の体制を構築し、PDCAサイクルを回しながら時代に合った施策となるよう見直しを図っていきます。

表7. 4つの施策の柱のロードマップ

4つの施策の柱	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10～14年度
4. 住宅に悪影響を及ぼす可能性のある森林の適切な管理						次期森林整備計画の改正に伴って運用
4-3. 危険木伐採補助制度の創設	モデルエリアで試行伐採補助要綱の制定	事業実施	➡	➡	➡	
5. 地域住民が主体となるコミュニティ活性化を目的とした森林環境づくり						次期森林整備計画の改正に伴って運用
5-1. ボランティアの育成	方針に位置付け	事業実施	➡	➡	➡	
5-2. 有償ボランティアへの取組	方針に位置付け	懇話会で検討 補助要綱の制定	事業実施	➡	➡	
5-3. 自主的な森林整備等へのフィールドの提供	方針に位置付け	所有者協力依頼 所有者意向調査	事業実施	➡	➡	
6. 荒廃している里山林の整備						次期森林整備計画の改正に伴って運用
6-1. 獣害対策として整備すべき里山林	候補エリアの選定	所有者協力依頼 試行的実施	事業実施	➡	➡	
6-2. その他の荒廃里山林（人工林含む）の整備	方針に位置付け	懇話会で検討	モデルエリアで試行実施	事業実施	➡	
7. 森林資源の有効活用						次期森林整備計画の改正に伴って運用
7-1. 伐採木の利活用（マッチングシステム）	方針に位置付け	仕組みづくり 試行的実施	事業実施	➡	➡	
7-2. 木材利用の用途開発支援	方針に位置付け	事例研究 仕組みづくり	事業実施	➡	➡	

生駒市森林整備に係る取組方針

令和 6 年（ 2024 年） 3 月策定

生駒市 地域活力創生部 農林課

〒630-0288

生駒市東新町8-38

電 話 0743-74-1111（内線 2161）

E-mail nourin@city.ikoma.lg.jp

U R L <http://www.city.ikoma.lg.jp>